

届出制手数料届出書 届出制手数料変更届出書	
① 2023 年 8 月 2 日	
厚生労働大臣 殿	
(ふりがな) えーでいーじーじゃばんかぶしがいいしゃ 届出者 氏名 ADG ジャパン株式会社 代表取締役 DINH QUI VUONG	
職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。	
記	
③許 可 番 号	12-ユ-301077
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	えーでいーじーじゃばんかぶしがいいしゃ ADG ジャパン株式会社
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 2 7 2 - 0 8 3 2 電話 047 (718) 9173
	ちばけんいちかわしとや 千葉県市川市曾谷八丁目2番13号
⑥適用開始・変更予定日	令和5 年 // 月 / 日
⑦届出・変更届出内容	
⑧備 考	代表取締役 DINH QUI VUONG Tel: 090-9956-3440



様式例第3号－1 【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	1,000 円 手数料負担者は求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※3) ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税（※4）は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 **12-ユ-301077**

事業所の名称及び所在地 **ADG ジャパン株式会社**

千葉県市川市曾谷8丁目2番13号

- 2 - 13